

2024年度高知県アマチュアゴルフ選手権競技
兼 四国アマチュアゴルフ選手権競技二次予選競技

開催日：4月23日（火）・24日（水）

主催：高知県ゴルフ協会

開催コース：四万十カントリークラブ

共催：四国ゴルフ連盟

下記に参照されるローカルルールの全文については2023年発効のゴルフ規則のオフィシャルガイドを参照のこと。別途規定がある場合を除き、ローカルルールの違反の罰は一般の罰となる。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズは白杭によってその境界線を定める。
2. 青杭を立て、白線によって囲まれている区域はプレー禁止区域とし、プレーヤーの球がプレー禁止区域にある場合、またはプレー禁止区域がプレーヤーの意図するスタンス区域や意図するスイング区域の障害となる場合、プレーヤーは規則16.1fに基づいて救済を受けなければならない。
3. ジェネラルエリア内にある排水溝はジェネラルエリア内にある動かさない障害物とする。
4. 人工の表面をもつ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
5. パッティンググリーンに近接する動かさない障害物・『ローカルルールひな型F-5』を適用する。
6. 特定の用具の使用制限
 - ①『適合ドライバーヘッドリスト・ローカルルールひな型G-1』を適用する。
 - ②『溝とパンチマークの仕様・ローカルルールひな型G-2』を適用する。
 - ③『適合球リスト・ローカルルールひな型G-3』を適用する。
 - ④『オーディオ・ビデオ機器の使用禁止・規則4.3a(4)は次のように修正される：ラウンド中、プレーヤーはいかなる内容であっても個人のオーディオ・ビデオ機器を視聴してはならない。
ローカルルールの違反の罰－規則4.3参照。
7. キャディー
規則10.3aは次のように修正される：プレーヤーはラウンド中キャディーを使用してはならない。
8. 練習
規則5.5bは次のように修正される：2つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。
 - ・終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。
 - ・終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。
9. プレーの中断と再開の方法
プレーの中断と再開には次の合図が使われる。
 - 危険な状況のための即時中断：1回の長いサイレン
 - 通常の中断：3回の連続するサイレン
 - プレーの再開：2回の短いサイレン
10. 2番ホールの約100ヤード以内のカート道路及びその道路に接した排水溝に球がある場合、またはそのカート道路及びその道路に接した排水溝がプレーヤーの意図するスタンス区域や意図するスイング区域の障害となる場合、プレーヤーは規則16.1bに基づいて救済を受けることに加えて、追加の選択肢として指定ドロップ区域に罰なしに球をドロップすることができる。

【裏面へ続く】

競 技 の 条 件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 競技終了時点

本競技は、競技委員長が最終成績表に確認署名をした時点をもって終了したものとみなす。

3. ラウンド中の共用ゴルフカートの使用はこれを認める

カートは共用するプレーヤーが運転または操作することができる。

4. スコアカードの提出

スコアリングエリア方式を採用する。

5. タイの決定

36ホールを終わり1位がタイの場合は、即日委員会の指定するホールにおいてホールバイホールのプレーオフを行い優勝者を決定する。なお、3名以上でプレーオフが行われる場合、優勝者以外の競技者は2位タイとする。またその他については同打数同位とし、それぞれの次位を除く。

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、ハウス内掲示板とスターターズテント内にて告知する。
2. スタート時刻8分前には、ティーイングエリア周辺に待機すること。
3. 練習は指定練習場で行うこと。
4. 無断欠席した場合は、高知県ゴルフ協会主催競技に、今後1年間出場停止とする。
5. 携帯電話は緊急時以外コース内での使用を禁止する。
6. 危険防止のため、帽子の着用をお願いします。
7. 行動規範：プレーヤーにエチケット違反、または非行があった場合には「JGAに準じた行動規範」に基づいて制裁を受けることがある。また重大な非行があった場合には規則1.2aに基づいて失格とする場合がある。

《行動規範の違反となる行動の例》

・コースの保護をしない(例えば、バンカーをならさない、ディボットを元に戻さないなど) ・受け入れられない言動をする。 ・クラブ、コースを乱暴に扱う(クラブを投げたり、コースを損傷させる)。 ・他のプレーヤー、レフェリー、大会関係者、ギャラリーに失礼な態度をとる。 ・いじめ、ハラスメント、差別、脅迫。 ・認められていない場所での喫煙、飲酒 ・違法薬物の摂取。 ・違法物の所持。 ・開催倶楽部のドレスコードに従わない。 ・その他ゴルファーとして相応しくない態度。

行動規範の違反の罰 ・行動規範の最初の違反－委員会からの警告。 ・2回目の違反－1 罰打。 ・3回目の違反－2 罰打。 ・4回目の違反や重大な非行－失格。 プレーヤーは上記の行動基準に違反した時点で罰が自動的に適用されるのではなく、罰を適用するかどうかについては競技委員会の裁量に委ねられる。

高知県ゴルフ協会
競技委員会